

裁 決

審査請求人

処分庁

審査請求人（以下「請求人」という。）が令和元年11月11日付けでした審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が請求人に対して行った生活保護法第63条の規定による費用返還決定（令和■年■月■日付け■号で通知したもの）を取り消す。

事案の概要

本件審査請求は、処分庁が、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受けていた請求人に対し、法第63条の規定による費用返還決定（令和■年■月■日付け■号（以下「本件通知書」という。）で請求人に通知したもの。以下「本件処分」という。）を行ったところ、請求人が、これを不服として、本件処分の取消しを求めて審査請求をした事案である。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

（1）請求の趣旨

本件処分を取り消すことを求める。

（2）請求の理由

■

2 処分庁の弁明

（1）弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

(2) 処分の原因となる事実

ア 平成 年 月 日、請求人は、法第24条第1項の規定に基づき、処分庁に対して「生活保護法による保護申請書」を提出した。

イ 平成 年 月 日、処分庁は、法第 24 条第 3 項の規定に基づき、請求人が処分庁に保護の開始の申請を行った日である同年 月 日付けで保護開始することを決定した。

処分庁は、請求人の基準生活費の算定に当たり障害者加算（月額17,530円）を認定し支給した。

ウ 平成 年 月 日、処分庁は、同年 月 日付けで請求人の精神障害者保健福祉手帳の等級が2級から1級に変更となったことを根拠に、平成 年 月分扶助費における障害者加算を月額17,530円から26,310円に変更した。

しかし、障害者加算の金額は、精神障害者保健福祉手帳ではなく、障害基礎年金に係る国民年金証書の等級により算定すべきものであり、この変更は誤ったものであった。

エ 平成 年 月 日、処分庁は、次のとおり、請求人宛ての①平成 年 月 日付け、②平成 年 月 日付け及び③平成 年 月 日付け国民年金・厚生年金保険年金額改定通知書並びに④平成 年度年金振込通知書の各年金支払額が障害年金の等級 2 級の年金支払額と一致することから、請求人の障害年金の等級が 2 級であることを確認し、前記ウの誤りにより、平成 年 月分から平成 年 月分まで合計 円の扶助費の過支給が生じていることを把握した。

(ア) ①については、国民年金（基礎年金額） 〇〇〇〇 円であるところ、平成 〇〇 年度障害年金ガイド（５頁）の障害年金の等級２級の障害基礎年金額 〇〇〇〇 円と一致する。

(イ) ②については、国民年金（基礎年金額）XXXXXXXXXX円であるところ、平成XXXX年度障害年金ガイド（５頁）の障害年金の等級２級の障害基礎年金額XXXXXXXXXX円と一致する。

(ウ) ③については、国民年金（基礎年金額）XXXXXXXXXX円であるところ、平成XXXX年度障害年金ガイド（５頁）の障害年金の等級２級の障害基礎年金額XXXXXXXXXX円と一致する。

(エ) ④については、国民年金（基礎年金額）の記載はないが、平成 年 月から平成 年 月の支払額を合計すると 円となり、③の合計年金額（年額）と一致するため、③と同様に国民年金（基礎年金額） 円であると推測されるところ

ろ、平成■■年度障害年金ガイド（５頁）の障害年金の等級２級の障害基礎年金額■■■■円と一致する。

オ 同日、処分庁は、「生活保護問答集について」（平成２１年３月３１日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問１３－２（答）（２）により、平成■■年■■月の前々月である平成■■年■■月に遡及し、次の（ア）から（オ）までのとおり保護変更決定処分を行い、過払金収入充当について通知を行うこととした。

（ア）平成■■年■■月分扶助費における障害者加算を遡って月額２６，３１０円から１７，５３０円と認定し、これらにより生じた過扶助額８，７８０円を平成■■年■■月以降に支給される扶助費から６か月に渡り分割して充当する決定をした（平成■■年■■月■■日付け■■■■号保護変更決定通知書）。

（イ）平成■■年■■月分扶助費における障害者加算を遡って月額２６，３１０円から１７，５３０円と認定し、これらにより生じた過扶助額８，７８０円を平成■■年■■月以降に支給される扶助費から６か月に渡り分割して充当する決定をした（平成■■年■■月■■日付け■■■■号保護変更決定通知書）。

（ウ）平成■■年■■月分扶助費における障害者加算を遡って月額２６，３１０円から１７，５３０円と認定し、これらにより生じた過扶助額８，７８０円を平成■■年■■月以降に支給される扶助費から６か月に渡り分割して充当する決定をした（平成■■年■■月■■日付け■■■■号保護変更決定通知書）。

（エ）前記（ア）から（ウ）までに述べた過支給額合計２６，３４０円について平成■■年■■月分は４，３９５円、■■月分以降は４，３８９円ずつ支給される各扶助費から６か月に渡り分割して収入充当することを通知することとした（平成■■年■■月■■日付け■■■■号過払金収入充当通知書）。

（オ）平成■■年■■月分扶助費における障害者加算を月額２６，３１０円から１７，５３０円と認定し、前記（ア）から（ウ）までのとおり４，３９５円を収入充当し扶助費を決定した（平成■■年■■月■■日付け■■■■号保護変更決定通知書）。

カ 平成■■年■■月■■日、処分庁は、請求人宅を訪れ、前記オの法第２５条第２項の規定による保護変更決定通知書等（平成■■年■■月■■日付け■■■■号、■■■■号、■■■■号、■■■■号及び■■■■号）を請求人に手渡し、通知した。

また、処分庁は、請求人に対し、遡って保護変更決定を行うことができなかった平成■■年■■月分以前の扶助費の過支給については、法第63条に基づき■■■へ返還する必要があることを説明した。

キ 平成■■年■■月■■日、処分庁は、平成■■年■■月分から平成■■年■■月分までの扶助費に過支給が生じているため、法第63条に基づき返還金を■■■■円とする費用返還決定（以下「当初処分」という。）を行うことを決定した。

ク 平成■■年■■月■■日、処分庁は、請求人宅を訪れ、当初処分に係る保護費返還決定通知書（平成■■年■■月■■日付け■■■■号）を請求人に手渡すことにより、請求人に当初処分の内容を通知した。

ケ 令和■■年■■月■■日、処分庁は、当初処分にあたり、返還金の額について、問答集の問13-5（答）（2）及び「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け社援保発第0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成24年通知」という。）により、「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、……本来の要返還額から控除して返還額を決定する」べきであったのにもかかわらず、これを検討していなかったことを把握した。

コ 令和■■年■■月■■日、処分庁は、請求人宅を訪れ、前記ケ記載の検討事項を検討し改めて再処分をする可能性があることを請求人に説明した。

サ 令和■■年■■月■■日、処分庁は、請求人宅を訪れ、当初処分に係る返還金のうち自立更生のための用途に充てられたものについて聴き取りを行ったところ、請求人から、以下に掲げる費用の支払を行った旨の申告を受けた（以下、これらの費用を「本件申告費用」という）。

	費目	購入日や使用日等
(ア)	■■■■の購入費用	H■■■■ ※■■■■ ■■■■
(イ)	■■■■の購入費用	H■■■■
(ウ)	■■■■の購入費用	H■■■■
(エ)	■■■■の購入費用	H■■■■
(オ)	■■■■の購入費用	H■■■■ ・ H■■■■

		H■■■■・H■■■■・ H■■■■・H■■■■・ H■■■■・H■■■■)
(カ)	■■■■の購入費用	H■■■■
(キ)	■■■■の購入費用	H■■■■
(ク)	■■■■費用 用	H■■■■・H■■■■
(ケ)	■■■■ ■■■■	H■■■■
(コ)	■■■■の購入費用	H■■■■・H■■■■
(サ)	■■■■の費用	H■■■■・H■■■■・ H■■■■・H■■■■
(シ)	■■■■の費用 ※■■■■ ■■■■ ■■■■	H■■■■・H■■■■・ H■■■■・H■■■■・ H■■■■・H■■■■・H■■■■・ H■■■■・H■■■■・ H■■■■・H■■■■・ H■■■■
(ス)	■■■■の購入費用	H■■■■
(セ)	■■■■の購入費用	H■■■■・H■■■■・ H■■■■
(ソ)	■■■■の購入費用	H■■■■・H■■■■・H■■■■
(タ)	■■■■の費用 ※■■■■	H■■■■
(チ)	■■■■の購入費用	H■■■■
(ツ)	■■■■の購入費用	H■■■■
(テ)	■■■■の購入費用	H■■■■・H■■■■
(ト)	■■■■の購入費用	H■■■■
(ナ)	■■■■	H■■■■

また、処分庁は、請求人から「■■■■

■■■■」、「■■■■
■■■■
■■■■」、「■■■■
■■■■」の各事

実を聴取し、前記（ア）、（オ）及び（ケ）の過去の料金明細書、領

収書及びレシートを確認した。

シ 令和■年■月■日、処分庁は、請求人宅を訪れ、過支給のうち自立更生のための用途に充てられたものについて再度聴き取りを行ったところ、請求人から、本件申告費用以外は特にない旨の申告を受けた。

ス 令和■年■月■日、処分庁は、本件申告費用のうち、次のとおり、問答集の問13-5(答)(2)イ及び平成24年通知の1(1)②又は問答集の問13-5(答)(2)イ及び平成24年通知1(1)④に該当する自立更生費として返還額から控除する費用として合計■■■■円(以下「本件控除費用」という。)を認定した。

(ア) 前記サ(ア)については、過去の料金明細があったため、(平成■年■月分から平成■年■月分)×分割返済額/月を、前記サ(ケ)については、領収書があったため、その購入日時及び金額を認定した。

(イ) 前記サ(オ)については、過去のレシートは残っていないが直近の平成■年■月■日購入のレシートがあったため、請求人が購入したと主張する各日にその金額で購入したものとして認定した。

(ウ) 前記サ(カ)及び(キ)については、レシートや領収書は残っていないが、請求人に購入金額を確認したところ、請求人が居住しているグループホームの職員を通じて、購入金額の申告があったため、請求人が購入したと主張する各日にその金額で購入したものとして認定した。

(エ) 前記サ(イ)から(エ)まで及び(ク)は、レシートや領収書が残っていなかった。

そのため、処分庁は家電の購入費用である前記サ(イ)から(エ)までは型番を基にインターネットで概算金額を、前記サ(ク)については、インターネットで■■■■料金を確認した。これらの金額及び請求人が購入及び使用したと主張する各日に購入及び使用したものと認定した。

(オ) 前記サ(コ)から(ナ)までは経常的最低生活費で賄われるべきものであるため、本件控除費用と認定しなかった。

このことを踏まえ、処分庁は、①当初処分を取り消すこと、また、②請求人に対して、過支給の額から本件控除費用を控除した186,484円を返還額として、改めて法第63条に基づく費用返還処分を行うことを決定した。

セ 令和■年■月■日、処分庁は請求人宅を訪れ、前記アの①について「生活保護法第63条に基づく保護費の返還金決定の取り消し通知書（令和■年■月■日付け■■■■■■■■■■号）」を、②について「法第63条返還決定通知書（令和■年■月■日付け■■■■■■■■■■号）」を、それぞれ請求人に手渡し、通知した。

(3) あてはめ

ア 過支給額の発生

前記(2)ウからカまでのとおり、処分庁が障害者加算を誤ったことにより、請求人に対する過支給（■■■■■■■■■■円）が生じた。

イ 本件控除費用の算定

問答集の定めにより、処分庁が本件控除費用として認定した費用の金額（■■■■■■■■■■円）及びその理由は、以下のとおりである。

(ア) 前記(2)サ(ア)から(ウ)まで及び(ケ)の費用について

a 問答集の問13-5(答)(2)エ及び平成24年通知第1(1)④「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額。」であると認められることから、当該購入費を控除費用として認めた。

b 前記(2)サ(ア)及び(ケ)については、過去の料金明細書及び領収書を確認し、前記(2)サ(ア)については■■■■■■■■■■円を、前記(2)サ(ケ)については■■■■■■■■■■円を本件控除費用として認定した。

c 前記(2)サ(イ)及び(ウ)については、レシートや領収書の再発行等により具体的な金額を把握することができなかったが、処分庁は、過支給の額について保護費を返還しなければならないことを支出当時に請求人が認識することは現実的に困難であったといえ、領収書等の挙証資料の提出ができないことを理由に本件控除費用として認めないことは妥当ではないと判断した。そこで、前記(2)スのとおり、処分庁は、前記(2)サ(イ)及び(ウ)が家電の購入費用であったためその型番を確認し、インターネットで概算額を確認し、請求人の主張する購入日に購入したものと認定し、前記(2)サ(イ)については■■■■■■■■■■円、前記(2)サ(ウ)については■■■■■■■■■■円を本件控除費用として認定した。

(イ) 前記(2)サ(エ)から(ク)までの費用について

a 問答集の問13-5(答)(2)イ及び平成24年通知第1

(1) ②「家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護（変更）の申請があれば保護費の支給を行うと実施機関が判断する範囲のものにあてられた額（保護基準額以内の額に限る。）」であると認められることから、当該購入費を控除費用として認めた。

b 前記（2）サ（オ）については、過去のレシートは残っていないが直近の平成■■■年■■■月■■■日購入のレシートがあった。レシートや領収書の再発行等により具体的な金額を把握することができなかったが、前記イ（ア）cと同様の判断により、前記（2）スのとおり、請求人が購入したと主張する各日に直近の購入金額と同額で購入したものとし、■■■■円を本件控除費用として認定した。

c 前記（2）サ（カ）及び（キ）は、レシートや領収書等の再発行等により具体的な金額を把握することができなかったが、前記イ（ア）cと同様の判断により、前記（2）スのとおり、請求人から申告があった購入金額を、請求人が購入したと主張する各日に同額で購入したものとし、前記（2）サ（カ）については■■■■円、前記（2）サ（キ）については■■■■円を本件控除費用として認定した。

d 前記（2）サ（エ）及び（ク）は、レシートや領収書の再発行等により具体的な金額を把握することができなかったが、前記イ（ア）cと同様の判断により、前記（2）スのとおり、処分庁は、前記（2）サ（エ）が家電の購入費用であったためその型番をもとにインターネットで概算額を確認し、請求人の主張する購入日に購入したものと認定した。また、前記（2）サ（ク）については、インターネットで■■■■料金を確認し、請求人が使用したと主張する日に使用したものとし、前記（2）サ（エ）については■■■■円、前記（2）サ（ク）については■■■■円を本件控除費用として認定した。

(ウ) 前記（2）サ（コ）から（ナ）までの費用について

問答集の問13-5（答）及び平成24年通知により控除費用として認められるものに該当しない。むしろ、問答集第7（4）「被服や家具什器の更新その他通常予測される生活需要については、経常的最低生活費（基準生活費、加算等）の範囲内で賄われるべきもの」という規定による経常的最低生活費で賄われるべきものであり、控除費用とならないものと判断した。

ウ 本件処分に係る返還金

以上のとおり、処分庁は、過支給の額である [REDACTED] 円から本件控除費用 [REDACTED] 円を控除した 186,484 円を本件処分に係る返還金として算定した。

そして、これらの計算は、法の趣旨及び裁判例の趣旨を踏まえつつ、問答集及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付け厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知）の定めに従って行ったものである。

よって、本件処分において算定した額を返還額とすることが、請求人の世帯の自立を著しく阻害するかどうかについての処分庁の判断が、社会通念上著しく不合理なものであったとはいえない。

(5) 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はなく、適法かつ正当なものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

3 請求人の反論



理 由

1 請求人の主張

請求人は、前記審理関係人の主張の要旨 1 (2) 及び 3 のとおり、[REDACTED] を理由に、本件処分の違法又は不当を主張しているものと解される。

2 認定事実

- (1) 処分庁は、平成〇〇年〇月〇日付けで、請求人世帯（請求人（昭和〇〇年〇月〇日生まれ）の単身世帯）に対して、法に基づく保護を開始した。

- (2) 処分庁は、請求人の精神障害者保健福祉手帳の等級が2級から1級に変更となったことを根拠に、平成〇〇年〇月〇日以降の保護費における障害者加算を月額17,530円から26,310円に変更し、請求人世帯に係る平成〇〇年〇月分までの保護費について、26,310円の障害者加算を行っていた。

なお、後記（３）のとおり、請求人は、国民年金法施行令（昭和３４年政令第１８４号）別表に定める２級の障害であると認定されていたことから、上記の障害者加算額の変更は誤りであった。

- (3) 請求人は、平成 年 月から平成 年 月までの間、障害の程度が2級であるとして、障害基礎年金を受給していた。

- (4) 処分庁は、平成〇〇年〇月から平成〇〇年〇月までの保護費について、〇〇〇〇円（8,780円×〇〇か月。以下「本件過大支給額」という。）が過大に支給されたとして、法第63条の規定による返還額を〇〇〇〇円として、平成〇〇年〇月〇日付けで当初処分を行った。

なお、処分庁職員は、平成〇〇年〇月〇日及び同年〇月〇日、請求人宅を訪れ、請求人に対し、本件過大支給額の返還方法について、分割返納が可能であること等の説明を行った。

- (5) 処分庁職員は、令和〇〇年〇〇月〇〇日、請求人宅を訪れ、当初処分に係る返還金のうち自立更生のための用途に充てられたものについて聴き取りを行ったところ、請求人から、以下に掲げる費目に係る本件申告費用の支払を行った旨の申告を受けた。

	費目	購入日や使用日等
ア	の購入費用	H ※)
イ	の購入費用	H
ウ	の購入費用	H
エ	の購入費用	H
オ	の購入費用	H ・ H ・ H H ・ H ・ H H ・ H)

カ	の購入費用	H
キ	の購入費用	H
ク	費用	H・H
ケ		H
コ	の購入費用	H・H
サ	の費用	H・H・H・H
シ		H・H・H・H・H・H・H・H
ス	の購入費用	H
セ	の購入費用	H・H・H
ソ	の購入費用	H・H・H
タ	の費用 ※	H
チ	の購入費用	H
ツ	の購入費用	H
テ	の購入費用	H・H
ト	の購入費用	H
ナ		H

また、処分庁は、請求人から「
」、「
」、「
」の各事実を聴取し、前記ア、
オ及びケの過去の料金明細書、領収書及びレシートを確認した。

(6) 処分庁職員は、令和年 月 日、請求人宅を訪れ、本件過大支給額のうち自立更生のための用途に充てられたものについて再度聴き取りを行ったところ、請求人から、本件申告費用以外はない旨の申告を受けた。

(7) 処分庁職員は、令和年 月 日、請求人宅を訪れ、「生活保護法第63条に基づく保護費の返還金決定の取り消し通知書」（令和年 月 日付け 号）及び本件通知書を手渡すことによ

り、当初処分を取り消し、法第63条の規定による返還額を186,484円とする本件処分をした。

なお、処分庁は、本件処分において、前記(5)の本件申告費用のうち、次のアからオまでのとおり、別紙に掲げる費目に係る金額を合計した[]円を自立更生費として認定した。

ア 前記(5)アについては、過去の料金明細があり、(平成[]年[]月分から平成[]年[]月分)×分割返済額/月を、同ケについては、領収書があり、その購入日時及び金額を認定した。

イ 前記(5)オについては、過去のレシートは残っていないが直近の平成[]年[]月[]日購入のレシートがあり、請求人が購入したと主張する各日にその金額で購入したものとして認定した。

ウ 前記(5)カ及びキについては、レシートや領収書は残っていないが、請求人が購入したと主張する各日に購入したものとして認定した。

エ 前記(5)イからエまで及びクについては、レシートや領収書が残っていなかった。

このため、家電の購入費用である前記(5)イからエまでについては、型番を基にインターネットで概算金額を確認し、同クについては、インターネットで[]料金を確認した上、請求人がこれらを購入及び使用したと主張する各日に購入及び使用したものと認定した。

オ 前記(5)コからナまでについては、経常的最低生活費で賄われるべきものであるとして、自立更生費として認定しなかった。

3 法の仕組み

(1) 障害者加算について

ア 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定し、この規定を受け、「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。)が定められている。

そして、保護の基準において、加算制度が定められているところ、保護の基準別表第1第2章2は、障害者加算を行う者として、精神障害については、国民年金法施行令別表に定める1級及び2級に該当する障害のある者を掲げており、そのうち、[]が該当する1級地に在宅する者に対しては、国民年金法施行令別表に定める1級に該当す

る場合（保護の基準別表第1第2章2（2）ア。以下「障害者加算対象ア」という。）は月額26,310円、2級に該当する場合（同表第2章2（2）イ。以下「障害者加算対象イ」という。）は月額17,530円（平成28年度、平成29年度、平成30年度）を加算することとしている（同表第2章2（1））。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の2（2）エ（ア）は、「障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。」とし、局長通知第7の2（2）エ（イ）は、「身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、……障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。」としている。

また、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第7の間65答は、精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6か月を経過している場合に限り、局長通知第7の2（2）エ（イ）にいう「障害の程度が確認できる書類」には、精神障害者保健福祉手帳が含まれるものと解して差し支えないとしている。

ウ 保護受給中の者について、月の中途で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこととされている（局長通知第7の2（2）エ（ウ））。

（2）費用返還義務について

法に基づく保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるのが原則であるが（保護の補足性（法第4条第1項））、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではないと規定されている（同条第3項）。

そして、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定されている（法第63条）。

法第63条は、本来的な保護受給資格を有しないにもかかわらず保護を受給した場合の処理について定めたものであるところ、保護費の減額

事由が生じたにもかかわらず、従前どおりの額の保護費が支給され、後に当該減額事由が判明した場合も、当該差額については、最低限度の生活を維持するのに十分なものを超えるものである以上、その限りにおいて、保護の本来的な受給資格を欠いていた場合に該当するということができることから、かかる場合も同条が適用されることになると解される。そうすると、同条は、保護費が過大に支給された場合における返還請求についても規定しているものと解される（大阪地方裁判所平成22年1月29日判決参照）。

（3）返還額の決定について

1 法第63条は、返還すべき額について、その受けた保護金品全額とはせずに、これに相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額としており、被保護者に返還させる金額の決定について、保護の実施機関に一定の選択的判断の余地を与えている。

これは、本来支弁されるべきではなかった保護金品の返還について定めるものであるから、不当利得法理や公金の適正執行という観点からは、全額返還とされるはずであるところ、保護金品の一部が被保護者の自立及び更生に資する形で使用された場合等全額を返還させるのが不適当又は不可能な場合もあるので、返還額の決定については、被保護者の状況を知悉し得る保護の実施機関の選択的判断に委ねる趣旨の規定と解される。

このような法第63条の趣旨等によれば、保護の実施機関は、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられた金品及び充てられる予定の金品（以下「自立更生費」という。）の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるかどうか、全額返還が被保護者の自立を著しく阻害するか等の点について考慮すべきであり、保護の実施機関の判断要素の選択や判断過程に合理性を欠く場合には、違法又は不当となると解される（福岡地方裁判所平成26年3月11日判決参照）。

問答集の問13-5（答）においては、法第63条に規定する保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合には、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額の範囲において、その額を本来の要返還額から控除して返還額と決定する取扱いをして差し支えないとの方針が示されているところ、この方針は、法第63条の上記趣旨を示したものと言える。

また、上記のとおり、法第63条が、保護の実施機関に返還額を決定するに当たって選択的判断の余地を与えた趣旨が、全額を返還させることが不適当又は不可能な場合もあるので、実施機関の選択的判断に委ねるという点にあることからすると、全額返還を命じることにより自立を著しく阻害するような場合には、保護の実施機関が、自立更生費の有無にかかわらず、一定額を過誤払い金から控除して返還額を決定することも可能と解される（前掲福岡地方裁判所平成26年3月11日判決参照）。

4 あてはめ

(1) 過大に支給された保護費について

前記2(2)及び(3)のとおり、請求人の障害基礎年金に係る障害の等級（国民年金法施行令別表に定める障害の等級）は2級であり、前記3(1)の「障害者加算対象イ」（2級相当。月額17,530円。）に該当するにもかかわらず、処分庁は、請求人に対し、平成■年■月から平成■年■月までの最低生活費について、誤って「障害者加算対象ア」（1級相当。月額26,310円。）を認定していたことが認められる。

したがって、平成■年■月から平成■年■月分までの間、障害者加算対象ア及びイに係る加算額の差額の合計額■■■■円（（26,310円－17,530円）×■■■か月分）が過大に支給されていたこととなるから、前記3(2)及び(3)のとおり、原則として、本件過大支給額の全額である■■■■円が、法第63条の規定による返還対象となる。

(2) 本件処分を行うに当たって考慮すべき事情について

ア 前記2(5)から(7)までのとおり、処分庁は、請求人に対し、本件過大支給額で購入したものを確認しており、領収書等の挙証資料がなかったものについても、インターネットで確認すること等の調査を行ったことが認められる。

そして、処分庁は、別紙の■■■■円を自立更生費として返還額から控除して、返還額を186,484円と決定したことが認められるところ、これは、本件処分を行うに当たって、自立更生費の有無について一定の考慮をしたものと言える。

イ もっとも、前記3(3)のとおり、法第63条が、保護の実施機関に返還額を決定するに当たって選択的判断の余地を与えた趣旨が、全額を返還させることが不適当又は不可能な場合もあるので、実施機関の選択的判断に委ねるという点にあることからすると、返還を命じる

ことにより、自立を著しく阻害するような場合には、保護の実施機関が、自立更生費に限らず、一定額を控除して返還額を決定することも可能と解される（前掲福岡地方裁判所平成26年3月11日判決参照）。

ウ そうすると、本件処分を行うに当たっては、186,484円とする返還額が、請求人世帯の自立を著しく阻害することとなるおそれがあるか否かについても考慮すべきことが要求されると言えるから、この点についての処分庁の判断に不合理なところがないか、以下検討する。

（3）請求人世帯の自立阻害に係る調査及び検討について

ア 前記2（2）のとおり、本件過大支給額は、請求人世帯に係る障害者加算の認定に当たり、本来は、請求人の国民年金証書により障害の程度の判定を行うべきであったにもかかわらず、処分庁が、請求人の精神障害者保健福祉手帳をもって判定を行うという誤った事務処理をしたことによって生じたことが認められる。

その結果、請求人は、平成■■年■■月に精神障害者保健福祉手帳の障害等級が2級から1級に変更されてから■■年■■か月間の長期にわたって、誤って認定された保護費の支給を受けており、かかる事実によって、支給された保護費を正当な額であると信託していたと推認され、その信託に基づいて、本件過大支給額の全部又は一部を生活費に費消したとも考えられるのであって、これに反する事情は見当たらない。そして、かかる信託を請求人が抱くに至ったことが不合理とは解し難く、そうであるとすれば、本件過大支給額のうち186,484円の返還を命じることによって、請求人世帯の自立を著しく阻害するおそれのあることは否定できない。

イ したがって、処分庁においては、請求人世帯の生活実態、本件過大支給額の使途等についての調査も行い、本件処分をした場合に請求人世帯における生活にいかなる影響が出るかについて具体的に検討すべきであったと言える。

また、前記アの事実関係を踏まえれば、かかる調査を行った結果、遊興等のために浪費されたなど、法の目的に反する用途に充てられたという事実が認められない限り、本件過大支給額の全部又は一部の返還を求めることは、請求人世帯の自立を著しく阻害するおそれがあると言ふべきである。

ウ この点、前記2（4）のとおり、処分庁職員は、平成■■年■■月■■日及び同年■■月■■日、請求人に対し、本件過大支給額の返還方法に

ついて、分割返納が可能であること等の説明を行ったことが認められるところ、その説明内容からすれば、処分庁は、本件過大支給額の分割による返還方法についても検討したことが窺える。

エ しかし、前記ア及びイのとおり、本件では、請求人は、誤って支給された保護費を正当な額であると信賴して、本件過大支給額の全部又は一部を生活費に費消したとも考えられるのであって、かかる信賴を抱くに至ったことが不合理とはいひ難いことからすると、遊興等のために浪費されたなど、法の目的に反する用途に充てられたという事実が認められない限り、本件過大支給額の全部又は一部の返還をたとえ分割による方法によってでも求めることは、請求人世帯の自立を著しく阻害するおそれがあると言ふべきである。

オ したがって、処分庁としては、前記エの観点を踏まえて、請求人世帯の生活実態、本件過大支給額の使途等についての調査を行った上、調査の結果に基づいて、本件過大支給額の全部又は一部の返還をたとえ分割による方法によってでも求めることが、請求人世帯の自立を著しく阻害することとなるおそれがあるか否かについて、具体的に検討すべきであったと言える。

しかしながら、処分庁は、前記（２）アのとおり、 円を自立更生費として控除したことが認められ、また、前記ウのとおり、分割による返還方法についても検討したことは窺えるものの、本件処分を行うに当たって、前記エの観点を踏まえた調査及び検討を十分に行ったとは認められない。

（４）小括

ア 以上のとおり、本件処分に至る過程において、請求人世帯の自立阻害に係る調査及び検討は、不十分なものであったというほかない。

そして、法第６３条の趣旨に鑑みれば、請求人世帯の自立を著しく阻害することとなるおそれがあるか否かは、返還額を決定する上で重要な判断要素であると言え、本件処分に至る過程で、処分庁は、この点について考慮すべきであったにもかかわらず、そのために必要な調査を行った上でかかる考慮を尽くしたとは認められないため、判断要素の選択において合理性を欠いていたと言わざるを得ない。

イ よって、処分庁が本件処分を行うに当たって、考慮すべき事情を十分に考慮したとは認められない点で、本件処分における返還額の決定には違法があると言える。

処分庁は、上記のとおり、必要と考えられる調査を行った上で、前記３（３）の要返還額からの控除の可否を改めて判断すべきである。

ウ 以上より、本件処分には違法な点が認められることから、本件処分は取消しを免れない。

5 結論

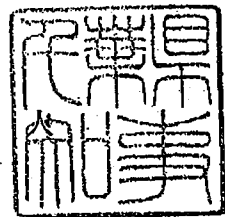
以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項を適用して主文のとおり裁決する。

なお、審理員意見書は、処分庁が、本件処分において、返還額を186,484円と決定した点に、裁量権の逸脱・濫用があるとまでは言えず、違法又は不当はないとしている。

しかしながら、千葉県行政不服審査会の答申を踏まえて審査した結果、前記4のとおり、法第63条の趣旨に鑑みれば、請求人世帯の自立を著しく阻害するおそれがあるか否かは、返還額を決定する上で重要な判断要素であるところ、本件処分に至る過程で、処分庁は、必要な調査を行った上で、この点について考慮を尽くしたとは認められないため、本件処分は違法であるから、審理員意見書の主文と異なる内容となった。

令和5年4月25日

千葉県知事 熊谷 俊



別紙

購入日や使用日等	費目	金額
H		¥
H	の購入費用	¥
H	の購入費用	¥
H		¥
H	の購入費用	¥
H		¥
H	の購入費用	¥
H	の購入費用	¥
H	の購入費用	¥
H	の購入費用	¥
H		¥
H		¥
H		¥
H	の購入費用	¥
H	の購入費用	¥
H		¥
H	の購入費用	¥
	合計金額	¥

